

ハートフルタウンとうま第2期 説明事項

ハートフルタウンとうま第2期重要事項説明書（契約時に配布）より抜粋しています。

1 物件（不動産：土地）の表示

名称	ハートフルタウンとうま第2期
区画番号	【 〇〇〇〇 】
所在	北海道上川郡当麻町3条東3丁目
住居表示	北海道上川郡当麻町3条東3丁目 〇〇〇 番 〇〇 号 正式な住居表示の決定は転入届・転居届の時になります
町内会・行政区	当麻町市街8区
登記地番	北海道上川郡当麻町3条東3丁目 130番 ●●
登記地目	宅地
現況地目	宅地
状況	更地
実測面積	〇〇〇 m ² (〇〇〇 坪)
登記面積	〇〇〇 m ²
権利の種類	所有権
権利者以外の占有権	なし
販売価格	〇〇〇〇〇〇 円

2 登記簿に記載された事項（令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日現在）

甲 区 欄		乙 区 欄
登記名義人	所有権に関する事項	所有権以外の権利に関する事項
氏名 当麻町土地開発公社 住所 上川郡当麻町三条東二丁目11番1号	なし	なし

3 法令等に基づく制限の概要

都市計画法	○都市計画区域外
都市計画法に基づく開発行為に関する事項	○都市計画法第29条により、開発行為により開発された区域内にあります。 ○開発行為許可年月日：令和2年 7月31日 ○開発行為許可番号：上旭建指第1136号指令 ○開発行為検査：令和4年8月
農地法に基づく農地転用許可に関する事項	○農地法第5条により、農地転用された区域が含まれています。 ○農地転用許可年月日：令和2年 7月17日 (変更許可年月日：令和3年12月24日) ○農地転用許可番号：2当農委第5-3号指令 (変更許可番号：3当農委第5-7号指令)
建築基準法に基づく事項	○住宅等を建築するに当たり、建築基準法の建物建築に関する法令に従わなければなりません。 ○確認申請が必要な区域内にあります。
当麻町が定める事項	○当麻町公共下水道及び上水道の区域内にあります。 ○当麻町公共下水道及び上水道に加入しなければなりません。
当麻町土地開発公社が定める事項	○原則として、床面積50㎡(15.15坪)以上の居住用住宅を建築しなければなりません。 ○アパート・マンションの建設はできません。 ○住宅・土地には工場等の併設・建設はできません。 ○住宅・土地に店舗等を併設・建設する場合は、事前に公社への協議及び許可が必要です。

4 道路・飲用水・電気・汚水・雑排水等の整備状況、生活環境等に関する事項、各種制度等（一部別紙各種設置図面のとおり）

種 別	内 容	問い合わせ先等
道 路	当麻町認定道路（令和4年6月認定） 幅員11m 歩道付 アスファルト舗装 除雪対象路線（※自由スペースを除く）	当麻町役場 建設水道課 TEL0166-84-2111
歩道縁石	低縁石	
街 灯	電柱添架	
融雪槽用排水口	接面道路配管	
融雪設備	融雪槽・ロードヒーティング等：町助成制度有 事前確認必要	
飲 用 水	当麻町上水道 接面道路配管（上水道止水栓）有：口径20mm	
汚 水 雑 排 水	当麻町公共下水道 接面道路配管（下水道公設汚水柵）有	
ガ ス	プロパンガス：個別	プロパンガス取扱 業者
電 気	有：北海道電力	北海道電力(株) 旭川支店 TEL0166-23-1121
電話線・電柱等	有：NTTケーブル・北電柱・NTT電柱	NTT TEL116 北海道電力(株) 旭川支店 TEL0166-23-1121
ゴ ミ	個別収集方式	当麻町役場 税務住民課
リサイクル ステーション	ゴミは分別し、リサイクルゴミはリサイクルステーションに持参が必要	TEL0166-84-2111
町内建築業者建築 住宅優遇制度	3万円の商品券プレゼント（商工会） 事前確認が必要	当麻町商工会 TEL0166-84-2325 商工会会員建築業 者

宅面地質・排水等	○宅面は火山灰系と砂利・砂質系等を盛土しており、盛土高は平均で1mくらいあります。場所によって異なりますので、住宅建築前に地質調査等を行ってください。 ○所有権移転後の宅面排水（宅面内暗渠等含む）・草刈り等は買主の責任で実施してください。	当麻町役場 建設水道課 TEL0166-84-2111 当麻町土地開発公社 TEL0166-84-2111
通 信	光ハイブリット区域内(100Mbps以上の通信可能) フレッツ光提供エリア内 ADSL区域内	旭川ケーブルテレビ TEL0166-22-0707 N T T 旭川支店 TEL0166-20-5410
高校受験学区	上川南学区：旭川市内などの高校が学区内として受験可能です	上川教育局 TEL0166-46-5111

5 販売・売買契約・所有権移転登記等に関する事項（別紙土地売買契約等についてのとおり）

売 主	北海道上川郡当麻町3条東2丁目11番1号 当麻町土地開発公社 理事長 村椿 哲朗	
契約時必要事項等 （土地代金の20%以上を振り込んでから契約）	○契約書に 円の入印紙が必要ですのでお持ちください。 ○印鑑証明の印をお持ちください。（共有名義での登記を予定されている方は共有者全員の印鑑をお持ちください） ○土地代金の20%以上の振込受取書をお持ちください。 ○なお、事務手続きを円滑に行うため、契約に来られる2～3日前に当社にご連絡ください。（土日、祝祭日及び年末年始を除いた平日の8：30～17：00） 当麻町土地開発公社 TEL0166-84-2111	
所有権移転登記時必要事項等 （土地代金の残額を振り込んでから登記）	○住民票1通（共有登記の場合は全員の住民票各1通） ○登録免許税の入印紙が必要ですのでお持ちください。（登録免許税は税法改正、土地評価変更等により変更になりますので、所有権移転登記の事前連絡時点にお知らせします。） ○土地代金の残金振込受取書をお持ちください。 ○なお、事務手続きを円滑に行うため、所有権移転手続きに来られる2～3日前に当社にご連絡ください。（土日、祝祭日及び年末年始を除いた平日の8：30～17：00） この時に、登録免許税の入印紙代（ 円）をお知らせします。 ○登記完了後に、登記識別情報を書留で送付します。 当麻町土地開発公社 TEL0166-84-2111	

契約と同時に所有権移転登記を希望される場合 (土地代金全額を振り込んでから契約・登記)	前記契約・登記必要事項と同じものが必要になります。	
違約金	契約を解除したときは、違約金として契約金額の15%を差し引いて、残金の85%で買い戻します。	
固定資産税	1月1日を計算の起算日として、税務住民課より通知します。	
土地の転売	住宅建築完了後または所有権移転登記後5年経過した場合は転売できます。	
登記費用	公社では嘱託登記を行いますので、収入印紙は買主の負担となりますが、登記費用はかかりません。	
振込先	金融機関	北洋銀行当麻支店
	預金種目	1、普通（フ）
	口座番号	89862
	受取人名前	トウマチヨウ トカイハツコウシャ スイウイン ムヤ ナヒロ 当麻町土地開発公社 出納員 室屋 尚弘 (TEL 0166-84-2111)
	受取人住所	上川郡当麻町3条東2丁目11番1号
事務局	〒078-1393 上川郡当麻町3条東2丁目11番1号 当麻町役場 まちづくり推進課内 当麻町土地開発公社 TEL 0166-84-2111 FAX 0166-84-4883 ホームページアドレス http://www.heartfultowntohma.com/ E-mail kousya@town.tohma.hokkaido.jp	